

# ねこの手だより

2014

1月号

No. 141



新春を迎え、皆様方におかれましては益々御健勝のこととお喜び申し上げます。昨年は、一年を通して大変な面倒をお掛けしましたが、皆様の御協力により無事支援を進めることができました。今年も、変わらぬ御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

## お願い

- ① 今年も「所得税確定申告及び市・県民税の申告」の時期が近付いてきました。平成25年分の所得税の確定申告書の提出及び納付の期間は平成26年2月17日（月）から同年3月17日（月）まで（ただし、所得税の還付申告は平成26年1月6日（月）から可能です）、市・県民税の申告期限は平成26年3月17日（月）までです。

平成25年1月～12月の給与の「源泉徴収票」を発行しましたので、申告の際には「給与所得」として申告して下さい。

なお、月々の給与支払の際に、源泉所得税を徴収された方につきましては、確定申告により、それまでに納めた源泉所得税が還付される場合があります。

- ② 先月号で「平成26年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を同封しました。今月、作業報酬の支払いを受ける方は、至急提出をお願いします。なお、それ以外の方は、支援作業に入る前までに、なるべく早く提出をお願いいたします。

（他の会社等にこの申告書を提出している方は提出ができません。）

\* 農業公社への御意見・御質問等ありましたら、お気軽に下記まで御連絡ください。

\* 農家の女性団体のイベント（別紙）があります。お出かけください。

事務局	一般社団法人	0263-52-0280（1264）FAX0263-52-0340
	塩尻市農業公社	E-mail info@shiojiri-agri.jp
	ねこの手クラブ	http://www.shiojiri-agri.jp 0263-52-0280（1275）